

” 入れない、捨てない、拡げない”

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」が公表されました。

大分県土木建築部建設政策課

1 生物多様性の保全

酸性雨や温暖化、オゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題がきっかけとなって、国連を中心に地球環境問題に関する専門機関が創設され、全世界的な取り組みが進められています。そうした取り組みのひとつに「生物多様性の保全」があります。

「生物多様性」とは、地球上に生きている多様な生物が直接に、間接的につながり合い、生命の環を織り成している状態を示します。人類の生存基盤を健全に保つためには、生物多様性の保全は重要な課題になっています。

2 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」

平成 27 年 3 月に公表された「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」は、平成 22 年 10 月に名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」において採択された愛知目標（2020 年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶すること）を達成するため、環境省と農林水産省が作成したもので、外来種（429 種指定）について国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的としています。

生態系被害防止外来種リストの入手方法：環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/gairailist.html>）をご覧ください。

3 生物多様性の保全に係る大分県の取り組み

①環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者は、「大分県環境影響評価条例」に基づき、事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価する環境影響評価が義務付けられています。この中で生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全に係る環境要素（環境影響を受ける要素）として動物・植物・生態系が設定されています。

②希少野生動植物の保護

県内に生息・生育する希少野生動植物を保護することにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的として「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しています。条例は外来種の個体をみだりに野外に遺棄し、又は逸出することにより生態系をかく乱させることのないよう努めなければならないと規定しています。

③公共工事における配慮

大分県が行う公共工事での法面緑化において使用する種子は、外来種を主構成種としないこととしています。今回公表された生態系被害防止外来種リストでは、産業管理外来種に緑化用植物が含まれており、その利用にあたっては、結実前の刈り取りなど適切な管理を行う必要があります。

関係事業者の皆さまにおかれても、産業管理外来種を利用する際は、種ごとに示された留意事項に沿って適正な管理をお願いいたします。

